

今月の相談事例（平成30年12月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

先月の相談事例で「働き方改革法」の成立で、時間外労働に上限規制が設けられたと聞きましたが、時間外労働の協定はどのように進めればよいのでしょうか？また、36協定届出書の書式に変更はあるのでしょうか？

【アドバイス】

2019（平成31）年4月から、36（サブロク）協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられ、届出書も一新されます。ただし、中小企業への適用は、2020年4月からになります。また、旅客貨物運送業等での時間外労働上限規制の猶予は2024年3月迄継続されます。

自殺者を発生させた電通事件の最高裁判決を契機に、所轄労働基準監督署の監督行政が徹底されてきております。届出書の有無に留まらず、労働者代表の選任が適正に行われているか、協定事項が遵守されているか等に怠りがないようにしてください。

また、36協定書の範囲内の時間外労働であっても、事業者は労働者に対する安全配慮義務を負いますので、労働者の健康管理に引き続き留意してください。

<36協定とは>

時間外労働（早出、残業、休出）をさせるためには、36協定が必要です。このことを規定している法律が、労働基準法 第36条であることから、36（サブロク）協定と呼ばれるようになりました。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働（早出残業）をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）を締結し、その協定内容を所轄労働基準監督署長へ届け出る必要があります。

これを怠った場合、6ヶ月以内の懲役、30万円以下の罰金に処せられます。

<協定することは>

- ①1年単位の変形労働時間制を採用するか否か。採用する場合は、該当する労働者の特定と人数。
- ②時間外労働をさせる必要のある具体的事由および業務ならびに労働者の人数、1日の所定労働時間。
- ③1日、1月、1年あたりの延長労働時間数とその起算日。協定の有効期間。
- ④休日労働をさせる具体的事由、業務、人数、休日、日数、始業および終業の時刻。
- ⑤休日労働を含めた時間外労働が1月100時間未満、2～6月平均80時間未満であることの確認
- ⑥限度時間（月45時間（年間変形制は42時間）、年360時間）を超える特別条項を設ける臨時的な特別事情の場合
 - ・限度時間を超える月数（6回以内）と休日労働を含めた時間数（100時間未満、2～6月平均80時間未満）
 - ・1年の総時間外労働時間数（休日労働を含めずに720時間以内）と1年の起算日
 - ・限度時間を超えた場合の割増賃金率（法定25%を超える割増率、2023/4/1～60時間超時50%の義務化）
- ⑦限度時間を超えて労働させる場合の手続および労働者の健康と福祉を確保するための措置

<手続は>

- ①上記の内容を定めた協定書を労働者代表と締結する。
- ②協定内容を「時間外労働、休日労働に関する協定届」に転記し、代表者印を押印し、届出書を作成する。
 - ※1届出書を裏面に記載しましたので、参考にしてください。
 - ※2届出書をもって協定書とする場合には、労働者代表の方の押印が必要になります。
- ③所轄労働基準監督署へ届出書を提出し、受理印を押印されたものを事業主控えとして持ち帰る。

※厚生労働省のHP > 雇用・労働 > 働き方改革 > 各種リーフレット/様式 をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことと十分協議した上で協定するようにしてください。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に記載して届け出てください。

- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表紙

様式第9号(第16条第1項関係) 時間外労働に関する協定届(休日労働)

事業の種類: 金属製品製造業 事業の名称: OO金属工業株式会社 OO工場 事業の所在地(電話番号): (下)000-0000 OO市OO町1-2-3 (電話番号: 000-0000-0000) 協定の有効期間: 0000年4月1日から1年間

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	1日(任意)		1ヶ月(任意)		1年(任意)		
			法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数	
受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

休日労働をさせる必要のある具体的事由: 受注の集中 業務の種類: 設計 労働者数: 10人 所定休日(任意): 土日祝日 労働させることができる法定休日の日数: 1か月に1日 労働時間(任意): 8:30~17:30

協定の成立年月日: 0000年3月12日 協定の当事者である労働組合の名称: 検査課主任 山田花子 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法: 投票による選挙 協定の成立年月日: 0000年3月15日 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法: 投票による選挙

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を選ぶことを選挙・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選び、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

労働監督署長 田中太郎 (印)

対象期間が3か月を超える1年単位の協定期間が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を選ぶことを選挙・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選び、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

労働保護番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間の範囲内であることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労働で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届とはなりません。

2枚目(表紙)

様式第9号の2(第16条第1項関係) 時間外労働に関する協定届(特別条項)

臨時に法定労働時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	1日(任意)		1ヶ月(任意)		1年(任意)				
			法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	協定労働時間を超える時間数			
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	10人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	700時間	820時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	20人	6時間	6.5時間	6回	90時間	100時間	35%	600時間	720時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	10人	6時間	6.5時間	4回	80時間	90時間	35%	500時間	620時間	35%

労働者代表者に対する事前申し入れ: ①、③、④ 対象労働者への個別による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

協定の成立年月日: 0000年3月12日 協定の当事者である労働組合の名称: 検査課主任 山田花子 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法: 投票による選挙

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を選ぶことを選挙・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選び、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

労働監督署長 田中太郎 (印)

協定時間を超過して労働させる場合における手続について定めてください。

協定時間を超過して労働者に対し、真面目な記載事項のいすけの措置を講ずることを定めてください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、36協定の締結をする者を選ぶことを選挙・筆字等の方法で労働者の過半数代表者を選び、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。

臨時に特別の事情がなければ、限度時間(月45時間又は42時間、年360時間又は320時間)を超過することはできません。限度時間を超過して労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内でなければならないように努めてください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超過して労働させる場合の労働組合の承認を定めてください。この場合、法定の承認率(25%)を超える承認率となるよう努めてください。

限度時間(年360時間又は320時間)を超過して労働させる1年間の時間外労働(休日労働は含む)の時間数を定めてください。年20時間以内でなければなりません。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労働で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届とはなりません。